

上越市産業振興施策の実績

1 中小企業融資支援事業

(1) 各種融資制度

中小企業者の経営基盤の強化や安定化を図るため、金融機関に一定の資金を預託し、金融機関と協調することで、長期かつ低利な事業資金を供給しています。

新型コロナウイルス・物価高騰等対策関連の県制度融資の利用により、令和5年度の市制度融資の利用はありませんでした。

○ 融資利用実績

(単位：百万円)

資 金 名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
地方産業育成資金	3 (1)	8 (4)	2 (-)	12 (-)	0	0
中小企業振興資金	- (-)	- (-)	1 (1)	1 (1)	0	0
工場移転特別資金	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0	0
経営改善支援資金	1 (-)	2 (-)	2 (1)	25 (20)	0	0
経営力強化資金	- (-)	- (-)	1 (-)	17 (-)	0	0
中心市街地 活性化資金	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0	0
工場等設置資金	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0	0
合 計	4 (1)	10 (4)	6 (2)	55 (21)	0	0

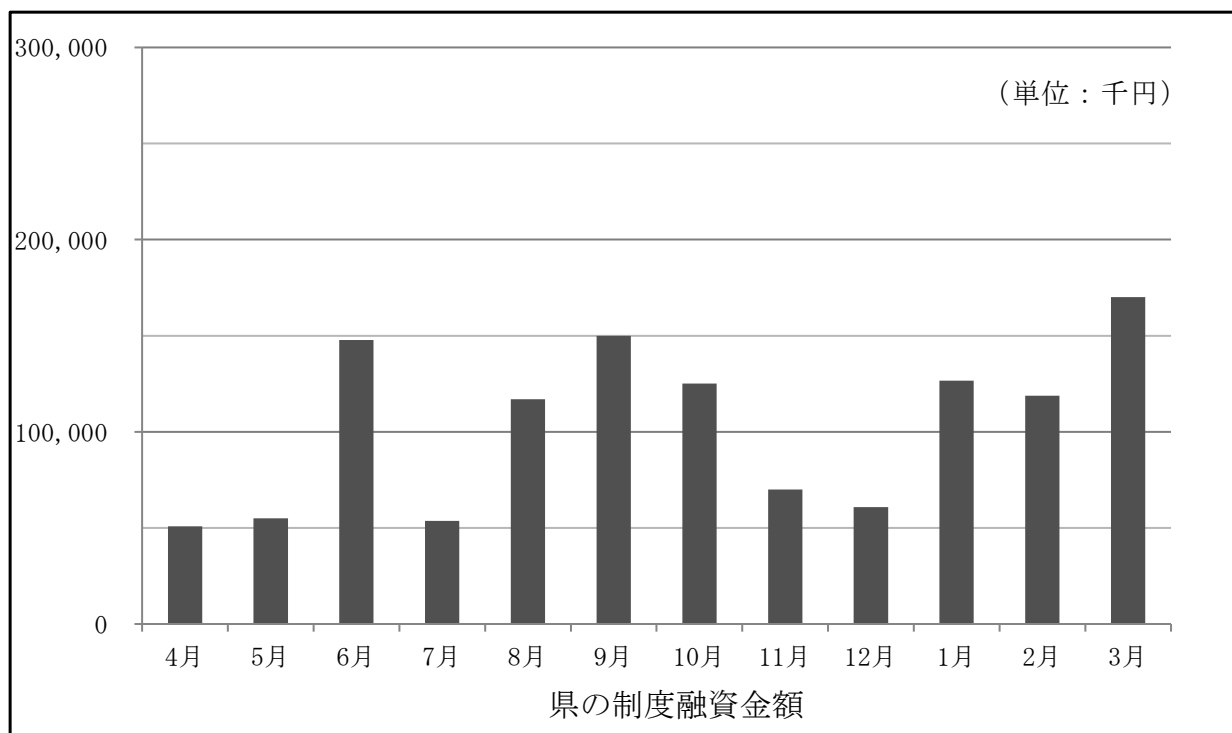
※ 各資金の下段のカッコ内は、13区内事業者の利用実績（内書き）

○ 令和 5 年度 上越市制度融資利用状況

(単位：千円)

	市の制度融資		県の制度融資		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4月	0	0	11	50,780	11	50,780
5月	0	0	16	54,930	16	54,930
6月	0	0	21	147,787	21	147,787
7月	0	0	13	53,720	13	53,720
8月	0	0	21	117,010	21	117,010
9月	0	0	24	149,870	24	149,870
10月	0	0	17	125,100	17	125,100
11月	0	0	14	69,980	14	69,980
12月	0	0	17	60,820	17	60,820
1月	0	0	11	126,600	11	126,600
2月	0	0	18	118,780	18	118,780
3月	0	0	26	170,090	26	170,090
合計	0	0	209	1,245,467	209	1,245,467

※ 県の制度融資分は信用保証料補助金対象分



(2) 信用保証料補助・利子補給補助制度

中小企業者が市・県の融資制度を新潟県信用保証協会の保証付きで利用した場合に、借り入れに伴う信用保証料の一部を補助し、円滑な融資を受けられるよう支援をしています。

令和5年度は、新潟県セーフティネット資金の新型コロナウイルス・物価高騰等や自然災害要件を信用保証料の補給対象にしたほか、借入利子の一部を補助しました。また、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）に対する利子補給を行いました。

○ 信用保証料の補給割合

補給対象融資名	第1 区分	第2 区分	第3 区分	第4 区分	第5 区分	第6 区分	第7 区分	第8 区分	第9 区分
上越市地方産業育成資金	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	—	—
上越市中小企業振興資金	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	—	—
上越市経営改善支援資金	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	—	—
上越市経営力強化資金	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	—	—
新潟県小規模企業支援資金 (一般要件・小口零細企業保証制度要件)	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%
補給対象融資名	貸付額						補給 割合		
新潟県 中小企業創業等支援資金	各々の資金について 1,000万円以下 1,000万円超 3,500万円以下 3,500万円超 1億円以下						50%		
新潟県事業承継資金							30%		
							10%		
新潟県 フロンティア企業支援資金	各々の枠について 1,000万円以下 1,000万円超 2,000万円以下 2,000万円超 3,000万円以下 3,000万円超 5,000万円以下 5,000万円超 1億円以下						50%		
							40%		
							30%		
							20%		
							10%		
新潟県セーフティネット 資金（経営支援枠）									
新型コロナウイルス・物価高 騰等対策要件	1億円以下						50%		
自然災害要件	3,000万円以下						50%		
新潟県経営改善 サポート資金									
事業再生計画実施関 連保証感染症対応型	1億円以下						50%		

○ 信用保証料の補給実績

(単位：千円)

	令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度		
	件数	金額	1 件当たりの 平均金額	件数	金額	1 件当たりの 平均金額	件数	金額	1 件当たりの 平均金額
保証料補助額	323	68,125	211	314	36,085	115	209	20,006	96
繰上完済による返戻	66	5,444	83	93	8,079	87	98	15,696	161
差引補助額		62,681			28,006			4,310	

○ 令和 5 年度各種利子補給補助金の実績

(単位：千円)

制 度 名	件数	補助金額
小規模事業者経営改善資金利子補給補助金	21	329
新型コロナウイルス・物価高騰等対策利子補給補助金	459	52,924
合 計	480	53,253

・ 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給補助金

制 度 の 概 要	小規模事業者経営改善資金（設備資金）を利用した小規模事業者に対し借入利子の一部を補助する。
対 象 融 資 制 度	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の設備資金
対 象 融 資 額	2,000 万円以内
申 請 者	上越商工会議所・市内各商工会（左記団体が利用者を取りまとめる）
補 助 率	年 0.5%
申 請 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

・ 新型コロナウイルス・物価高騰等対策利子補給補助金

制 度 の 概 要	新型コロナウイルス、物価高騰等により新潟県セーフティネット資金等を利用した中小企業者等に対し借入利子の一部を補助する。
対 象 融 資 制 度	新潟県セーフティネット資金（経営支援枠） ・ 新型コロナウイルス・物価高騰等対策特別融資…① ・ 新型コロナウイルス・物価高騰等対策伴走支援型資金…② 新潟県経営改善サポート資金 ・ 事業再生計画実施関連保証感染症対応型…③
対 象 融 資 額	1 事業者 1,000 万円以内（①+②+③）
補 助 率	年 1.0%（①・③：1 年分の利子相当額 ②：2 年分の利子相当額）
申 請 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の融資実行分まで

【今後の課題など】

新型コロナウイルス、物価高騰、能登半島地震等の影響を受けた中小企業者等を踏まえ、各種制度融資の運用や信用保証料への補助、借入利子の一部補助など、引き続き金融面から経営基盤の安定と事業継続の支援等に取り組みます。

（付表）上越市の中小企業向け制度融資

- ※ 上越市の制度融資は上越市内に住所又は事業所を有し、市税を滞納していない中小企業者が利用することができます。
- ※ 下表の「中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号及び6号に該当する会社及び個人です。ただし、信用保証を利用できない業種は対象となりません。

令和6年3月31日

資 金 名	融 資 対 象	使 途	融 資 限 度 額	融資利率	貸付期間（当初据置期間）	備 考	信用保証料補給
地方産業育成資金	◎中小企業者	運転資金 設備資金	1,000万円	信保付 責任共有制度対象外 年1.70％ 責任共有制度対象 年1.90％ 信保なし 年2.20％	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 （いずれも6か月以内）	◎中小企業信用保険法第2条第1項第5号に該当する法人（医業を主たる事業とする法人で、常時使用する従業員数が300人以下のもの）も融資対象	○
中小企業振興資金	◎中小企業者 ◎組合（事業協同組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合）	運転資金 設備資金	◎中小企業者 運転資金 1,000万円 設備資金 2,000万円 ◎組合 3,000万円	年2.20％	運転資金 5年以内（6か月以内） 設備資金 8年以内（1年以内）		○
工場移転特別資金	◎中小企業者 ◎組合（事業協同組合、企業組合、協業組合） ※ 市街地等から工場適地へ、又は市外から当市の工場適地へ工場を移転すること	設備資金	◎中小企業者、組合（独自）2億円 ◎事業協同組合の転貸1件当たり3,000万円（全体で2億円が限度）	年2.20％	12年以内（2年以内）	◎「工場適地」とは、都市計画法第8条第1項に規定する工業専用地域、工業地域、準工業地域及び市内の工業団地 ○ 工業系用途地域：物の製造、加工、又はこれに準ずる作業 ○ 工業団地：上記のほか卸売、運輸、建築等の作業	
経営改善支援資金	◎中小企業者 ※ 最近3か月間の月平均売上高・売上総利益・売上総利益率・営業利益率が過去2か年のいずれかの同期と比較して5%以上減少していること	運転資金	3,000万円	年1.75％	8年以内（1年以内）	◎「最近3か月間」の最終月は、市への借入申込書提出日から遡って2か月以内です。	○
経営力強化資金	◎中小企業者等（認定経営革新等支援機関などの支援を受けて、自ら経営改善計画の策定と実行に取り組む市内中小事業者及び事業協同組合等）	運転資金 設備資金 借換資金	3,000万円	年1.85％	運転資金 5年以内（1年以内） 設備資金 7年以内（1年以内） 借換資金 10年以内（1年以内）	◎経営力強化保証制度による保証付き（経営力強化保証制度：認定経営革新等支援機関などの支援を受け、事業計画の策定・実行・進捗の報告を行う中小企業者が対象の保証制度） ※経営強化保証制度が令和5年4月1日に廃止されることから、令和5年3月31日までに保証を受け付けたものまでが対象となります。	○
中心市街地活性化資金	◎中心市街地の活性化を図るために市が定める計画に登載されている事業を実施しようとする中小企業者又は組合（事業協同組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合）	運転資金 設備資金	5,000万円	年2.00％	運転資金 10年以内（1年以内） 設備資金 12年以内（2年以内）	◎中心市街地の活性化を図るために市が定める計画に登載されている事業（例：あすとびあ高田へのテナント出店等） ※商工組合中央金庫長岡支店では、運転資金5年以内（据置1年以内）の取扱いとなります。	
工場等設置資金	◎奨励企業の指定を受けた企業	設備資金	◎工場等の新設又は増設2億円 ◎工場設備の新設又は更新5,000万円	年2.00％	12年以内（2年以内）	◎奨励企業の指定を受けるには、固定資産の取得額・新規雇用者数などの要件があります ◎奨励企業の対象業種は下記のとおり 製造業、植物工場、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、旅館・ホテル業、情報サービス業、コールセンター又は自然科学研究所	

◎信用保証料補給制度

○信用保証制度とは	中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受けるにあたり、物的担保（不動産又は動産）や人的担保（保証人）がない又は乏しい、あるいは金融機関との取引がないなどのため、資金の借入が困難な場合に、法律に基づいて設立された公共的な機関である新潟県信用保証協会がその保証人となり、信用力を補完することにより借入を容易にする制度です。
○信用保証を利用できない業種	農林漁業、金融業、保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く）、宗教、政治・経済・文化団体 等
○信用保証料	信用保証を利用するには、経営状況に応じた料率により算出した保証料をお支払いいただく必要があります。保証料についての詳細は、新潟県信用保証協会へお問い合わせください。

◎市による信用保証料の補給

下記の資金をお借り入れの場合、信用保証料の一部を市が負担します。ただし、金額階層別の補給では、たとえば2,000万円必要な場合に、1,000万円ずつ2口に分けて補給を受けることはできません。

補給対象融資名	料率弾力化対象保証の料率区分別補給割合								
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
上越市 地方産業育成資金	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	－	－
上越市 中小企業振興資金	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	－	－
上越市 経営改善支援資金	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	－	－
上越市 経営力強化資金	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	－	－
新潟県 小規模企業支援資金 （小口零細保証・一般保証）	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%

補給対象融資名	貸付額	補給割合
新潟県中小企業創業等支援資金	各々の資金について 1,000万円以下	50%
新潟県事業承継資金	1,000万円超 3,500万円以下	30%
	3,500万円超 1億円以下	10%
新潟県セーフティネット資金（経営支援枠）		50%
新型コロナウイルス・物価高騰等対策要件	1億円以下	
自然災害要件	3,000万円以下	
新潟県経営改善サポート資金 事業再生計画実施関連保証感染症対応型	1億円以下	50%
新潟県フロンティア企業支援資金	各々の枠について 1,000万円以下	50%
	1,000万円超 2,000万円以下	40%
	2,000万円超 3,000万円以下	30%
	3,000万円超 5,000万円以下	20%
	5,000万円超 1億円以下	10%

2 企業の振興

(1) 企業振興制度

上越市内で工場等（建物及び設備）を新設、増設、又は更新する企業を「奨励企業」に指定し、奨励措置を行っています。

〈奨励企業の指定要件〉

・対象業種

[重点業種] 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、コールセンター

[その他業種] 旅館・ホテル業（一部を除く）、情報サービス業、自然科学研究所、植物工場

・固定資産の取得価額等の要件

	固定資産の取得価額		新規雇用者数
中 小 企 業	重 点 業 種	2,000 万円以上	要件なし
	そ の 他 業 種	3,000 万円以上	
大 企 業	2 億円以上		5 人以上

※ リース取引により賃貸している償却資産はリース契約に含まれる取得価額相当額

〈奨励企業への奨励措置〉

① 奨励金の交付

奨励企業の設備投資に係る固定資産税額（土地、建物、償却資産）に次の割合を乗じた額を奨励金として交付します。

区 分 \ 年 度	第 1 年度	第 2 年度	第 3 年度
重 点 業 種	100/100	100/100	100/100
そ の 他 業 種	100/100	60/100	40/100

- ・ 令和 5 年度奨励金交付実績：246,547,100 円
(件数 45 企業 73 工場等)

② 工場等設置資金の融資

奨励企業の指定を受けると、設備投資資金の融資制度が利用できます。

・貸付限度額

工場等の新設、増設	2 億円
工場設備の新設、更新	5,000 万円

- ・ 貸付利率：年 2.00%（固定金利、令和 6 年 3 月 31 日現在）
- ・ 貸付期間：12 年以内（据置き 2 年以内を含む）
- ・ 令和 5 年度貸付実績：0 件

〈奨励企業指定実績〉

○ 業種別

(単位：千円)

業 種 \ 年 度	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	件	固定資産取得額	件	固定資産取得額	件	固定資産取得額
食料品製造業	1	693,056	2	283,470	1	955,000
化学工業	2	7,246,050	1	196,550	2	12,641,376
プラスチック製品製造業	-	-	-	-	-	-
鉄鋼業	2	547,426	1	38,700	-	-
金属製品製造業	3	1,881,987	3	476,565	2	424,152
汎用機械器具製造業	2	105,050	2	120,933	1	214,210
生産用機械器具製造業	3	255,680	1	142,475	-	-
電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	9,184,001	5	18,856,156	2	3,210,596
その他の製造業	6	1,312,023	6	363,492	2	143,820
道路貨物輸送業・倉庫業	-	-	-	-	2	2,086,278
卸売業	2	1,073,336	-	-	1	233,903
宿泊業	-	-	-	-	-	-
植物工場	-	-	-	-	-	-
合 計	23	22,298,609	21	20,478,341	13	19,909,335

○ 企業規模別

(単位：千円)

企業規模 \ 年 度	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	件	固定資産取得額	件	固定資産取得額	件	固定資産取得額
大 企 業	4	17,451,897	5	13,180,156	4	17,803,796
中 小 企 業	19	4,846,712	16	7,298,185	9	2,105,539

※ 固定資産取得額には、固定資産取得予定額(申請時の金額)を含む。

（２）土地取得補助制度（産業団地等取得補助金）

工場等を設置する目的で取得した産業団地等の用地購入費に対して補助金を交付します。

- ・対象業種：製造業、植物工場、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報サービス業、コールセンター、自然科学研究所
（新規立地の場合）市内産業団地を 0.3ha 以上取得
（市内移転の場合）移転前の土地の面積よりも 0.3ha 以上増加となる土地の取得（補助対象となる土地は、増加した面積に限る）
- ・補助の割合：

土地取得面積	補助率
0.5ha 以下の面積に係る部分	10/100
0.5ha を超え 1.0ha 以下の面積に係る部分	15/100
1.0ha を超え 3.0ha 以下の面積に係る部分	20/100
3.0ha を超える面積に係る部分	25/100

- ・補助率適用の特例：製造業が、新潟県南部産業団地において新規に立地する場合（市内に既に立地している企業の移転もしくは増設を除く）は、上記の補助率に 5/100 をそれぞれ加えた率を補助率とする。
- ・補助限度額：3 億円
- ・令和 5 年度交付実績：34,567,000 円（件数 2 件）

（３）長期リース制度

借地借家法第 24 条に基づく事業用定期借地権を設定し、産業団地の土地の賃貸借を行う制度を設けています。

- ・借地権の種類：事業用定期借地権
- ・借地期間：10 年以上 20 年以下
- ・対象面積：3,000 m²以上
- ・保証金：売買価格相当額の 10%以上
- ・条件：契約締結後 2 年以内に操業を開始すること
- ・リース料：下表のとおり

団地名	板倉北部工業団地	今曽根工業団地
リース料 (年額)	390 円/m ²	440 円/m ²

（４）買取り前提リース制度

産業団地の土地の分譲を前提とし、分譲前の一定期間について土地の賃貸借を行う買取り前提リース制度を設けています。

- ・借地期間：10年以内（リース期間終了後に買取り）
- ・リース料：年額で、分譲代金×2.35%（改定があります）
- ・保証金：分譲代金の10%以上
- ・条件：契約締結後2年以内に操業を開始すること。

（５）分譲代金分割払い制度

産業団地の土地の分譲代金を分割して支払う制度を設けています。

- ・割賦期間：10年以内
- ・割賦利率：市長が定める利率
- ・割賦方法：元金均等分割払い
- ・契約時手付金：分譲価格の10%以上
- ・条件：契約締結後2年以内に操業を開始すること。

【今後の課題など】

企業の設備投資を促すため、引き続き、企業訪問や関係機関を通じた支援制度の周知と情報収集を行い、企業の業務拡大や生産性向上への取組を支援していきます。

(1) 上越ものづくり振興センター設置・運営事業

令和５年度は、運営協議会と、その内部協議機関となるものづくり部会及び農商工連携部会を開催し、出された意見に基づき、上越ものづくり振興センターの運営や各種事業を行いました。

※農商工連携部会：農林水産業、商業、工業の団体や企業の代表者等で構成し、農商工連携を推進するための事業について協議します。



〈上越ものづくり振興センター内の相談スペースと市民プラザ内の産業紹介コーナー〉

ものづくりの最前線に立つ中小企業の経営基盤の強化や新たな雇用の創出を図ることを目的として、市内の中小企業等が行う新製品・新技術の開発に係る費用の一部について、支援を行いました。

①一般研究開発事業

- 42

- ・事業費のうち補助対象経費の 1/2 の額（限度額：200 万円）
- ・農商工連携又は大学等研究協力機関等との連携事業は補助率 2/3
- ・1 事業につき最長で 3 年まで継続可

②特定研究開発事業

- ・調査、企画・設計から試作開発、販売プロモーションまでの事業で、複数の事業者が連携し、地域への波及効果が期待され、市が設置する部会において、承認を得た事業
- ・事業費のうち補助対象経費の 2/3 の額（限度額：300 万円）
- ・1 事業につき最長で 3 年まで継続可

③新市場開拓・商品化事業

- ・研究開発事業等で開発した技術・製品の市場開拓又は商品化するための事業
- ・事業費のうち補助対象経費の 2/3 の額（限度額：100 万円）

④事前調査研究支援事業

- ・課題の解決や新製品・新技術開発等に向けた産学連携による事前調査、又は基礎研究を行う事業
- ・事業費のうち補助対象経費の 1/2 の額（限度額：20 万円）

〈令和 5 年度実績〉

交付先	補助額 (千円)	研究・開発内容
J マテ. カッパープロダクツ 株式会社	1,398	銅合金製品への超音波加工技術及び 応用検討（生産性向上及びテクスチ ャ加工の要素技術開発）
合同会社D I Y	1,814	アラゲキクラゲに含まれるビタミン D 含有量を安定させる栽培方法及び 早期育成栽培に係る実証研究
計	3,212	

〈新産業創造支援事業補助金の交付推移〉

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
補助金交付件数（件）	3	3	2
補助金総額（千円）	3,984	2,199	3,212

令和 4 年度の補助事業の成果発表会を令和 5 年 10 月 31 日に開催し、採択企業が取り組んだ研究開発の成果を発表しました。あわせて、令和 4 年度にメイド・イン上越（工業製品）に認証した製品の紹介と、市内事業者の研究開発の啓発に向けた新製品・新技術開発チャレンジセミナーとして、先進的な取組を進めている企業の事例を紹介しました。

（３）メイド・イン上越推進事業

市内の中小企業等が製造した優れた商品を「メイド・イン上越」に認証することで市内外に広く発信し、その販路開拓・販売促進を支援しました。

令和５年度は、工業製品４製品、特産品８商品を新たに認証し、これまでの認証品数は、工業製品が３６製品、特産品が９５商品となりました。

工業製品については、上越妙高駅待合スペースで、帰省客の多い８月と年末年始に展示し、市民及び駅利用者に広くＰＲを行いました。

特産品については、市内の大型商業施設であるエルマール、うみてらす名立「食彩鮮魚市場」、上越あるるん村「あるるんの杜」の３か所に常設販売コーナーを設置したほか、上越信用金庫でのＰＲ販売会の実施に加え、認証事業者主催による「メイド・イン上越ＰＲフェスタ」をイオン上越店で開催し、認証品等の販売促進支援と当市のＰＲを行いました。



〈上越信用金庫 PR 販売会〉



〈PR フェスタ〉



〈上越妙高駅待合スペース〉

“選ばれる上越ならではの新たな産品”づくりでは、雪むろ酒かすラーメンなどを市内９店で販売し、普及とＰＲを行いました。

（４）雪室商品開発等支援事業

NPO雪のふるさと安塚が取り組む雪室活用事業に、和田雪室（安塚区）及び関連財産の無償貸付等を行い、取組を支援しました。

【今後の課題など】

- ・ 中小企業の経営基盤の強化や技術の高度化を推進するため、引き続きものづくり振興専門員による産学官コーディネートや各種セミナーの開催等により、新製品・新技術の研究開発や販路開拓等の意識啓発を図ります。
- ・ メイド・イン上越について、時機を捉えた情報発信に努め、一層の認知度向上を図るほか、市外・県外でのイベントへの出展や市内外の小売店等との商談の機会を設け、販路拡大の支援強化を図ります。

4 地域産業への支援

(1) 上越ものづくり協議会補助金

市内の中小企業で組織する「上越ものづくり協議会」が行う展示会への出展等に対して支援を行いました。

- ・ 展示会名：第 28 回機械要素技術展（東京ビッグサイト）
- ・ 開催時期：令和 5 年 6 月 21 日～23 日
- ・ 出展企業：6 社 商談等件数：631 件

(2) 企業支援コーディネート事業

- ・ ものづくり振興専門員が市内外企業等へ訪問し、企業間、産学間コーディネートを行うとともに、支援制度の活用や販路拡大に向けたアドバイスをを行いました。

	企業間	産学間	合計
コーディネート	16 件	39 件	55 件
マッチング	8 件	31 件	39 件

(3) 見本市等出展事業補助金

自社開発した技術・製品の新規販路開拓のための市外やオンライン上で行われる見本市等への出展に係る費用の一部について支援しました。

①一般枠

- ・ 市外や海外、オンライン上で行われる見本市や商談会等に中小企業等が出展する際の会場借上料及び小間料
- ・ 初めての企業…補助対象経費の 2/3 の額
2 回目の企業…補助対象経費の 1/2 の額
3 回目の企業…補助対象経費の 1/2 の額
(限度額はいずれも 20 万円)

②新市場開拓枠

- ・ メイド・イン上越に認証された商品を見本市や商談会などに出展する際の会場借上料及び小間料
- ・ 補助対象経費の 2/3 の額（限度額 20 万円、1 認証品につき 3 回申請可）

〈令和 5 年度実績〉

区分	補助件数	補助額（千円）
一般枠	10 件	1,157
新市場開拓枠	5 件	902
計	15 件	2,059

〈見本市等出展事業補助金の交付推移〉

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
補助金交付件数（件）	3	8	15
補助金総額（千円）	460	1,298	2,059

(4) 人材育成事業

■階層別・テーマ別の集合研修

市内の中小企業等における人材育成を支援するため、階層別、テーマ別に各種研修会等を開催しました。

事業名	内容	参加人数
製造業管理者向け研修	ヒューマンエラー対策講座	19 人
新製品・新技術開発 チャレンジセミナー	上越市地域中核企業成長促進モデル支援事業 の発表	210 人
ものづくり技術交流会	講演 1: 地域中核企業の技術軌道と地域の未来 講演 2: A R I S A W A の 115 年と未来イノベーション	58 人

■製造業人材育成支援事業補助金

小規模事業者が参加又は実施する研修に係る費用を対象とした支援制度について、市内企業に周知及び利用を促しましたが、人手不足等の影響で研修への参加が難しいことなどから、利用はありませんでした。

■製造業技術力向上支援事業補助金

中小企業者等（従業員 21 人以上）が行うものづくりに関わる技能の取得及び技術の向上を目的とした研修に係る費用の一部を支援しました。

交付先	補助額(千円)	研修内容
株式会社ユー・アイ工業	30	原価管理と実践講座（基本編）

(5) 工業関係団体等事業活動費補助事業

上越地区酒造研究会が実施した、酒造技術の向上を目的とした研究会や、日本酒に対する関心を高め、需要喚起につなげることを目的とした市民向けイベントに対し、経費の一部を補助しました。

(6) 上越ものづくり企業データベース事業

企業の受注機会の拡大や企業間連携の強化等を図るため、市内のものづくり企業の情報をデータベース化し、インターネットを通じて各企業の情報提供を行いました。

また、メーリングリストにより、補助事業やセミナー等の情報を適時に提供しました。

- ・令和 5 年度末時点掲載企業：175 社

(7) ものづくり企業DX推進支援事業（IT人材育成）

■セミナーの実施

事業名	研修内容	参加人数
製造業DX セミナー	講演1：DX「はじめの一歩」を踏み出しませんか？ 講演2：市内製造業の事例発表 講演3：ローカル5Gラボ「JM-DAWN」の活用について	48人

■DX人材育成等支援事業補助金

市内製造業が自社のDXを進める上で必要となる研修に係る費用や、ローカル5G施設を活用した実証実験に要する費用を対象とした支援制度について市内企業に周知し利用を促しましたが、利用はありませんでした。

(8) 中小企業者等イノベーション促進事業

事業継続、販路開拓、新商品又は新サービスの開発、DX、IT化等の新たな成長に歩み出す中小企業者等に対し、工事費、委託費、購入費、広告宣伝費等を支援しました。

令和5年度は63件を支援し、補助金交付総額は38,615千円となりました。

〈支援実績〉

	件数	補助金額（千円）
令和5年度	63	38,615

【今後の課題など】

- ・コロナ禍や物価高騰による生産体制の不安定性から、中小企業において遅延傾向にある人材育成に係る取組を後押しするため、引き続き支援制度を継続し、周知を進めます。
- ・ものづくり企業DX推進支援事業では、引き続きDX導入の機運を高めるとともに、具体的な取組につながる実践的な研修を実施する等、さらなる支援を行っていきます。
- ・中小企業者等イノベーション促進事業では、売上向上や他社との差別化などの取組効果が確認できたことから、経営環境の変化等に対応する中小企業者等の取組を引き続き支援していきます。

5 商業の振興

(1) 地域商業活性化事業

商店街や商工団体等が取り組む売上の維持向上及び固定客の確保等に直接的な効果が期待できる事業に対し、その事業に要する経費の一部を補助しました。

〈支援実績〉

			利用団体数		補助金交付総額 (単位：千円)	
令和元年度	計	一般事業	13	11	26,171	17,635
		連携事業		2		8,536
令和2年度	計	一般事業	6	4	14,752	5,977
		連携事業		2		8,775
令和3年度	計	一般事業	9	6	22,195	11,013
		連携事業		3		11,182
令和4年度	計	一般事業	10	6	18,430	7,244
		連携事業		4		11,186
令和5年度	計	一般事業	18	11	46,353	16,234
		連携事業		7		30,119

(2) 13区の空き店舗等利用促進事業

13区の商業地の空き店舗の有効活用を進め、賑わいの創出を図ることを目的に、商業施設等の出店を行う個人・法人に対し改装費の一部を補助するもので、令和5年度は牧区において1件、頸城区において1件の申請がありました。

〈支援実績〉

	件数	補助金交付総額 (単位：千円)
令和4年度	1	1,000
令和5年度	2	1,336

(3) 計量検査事業

売買などの商取引や証明に使用する計量器の精度を確保し、消費者及び事業者が安心して商取引等を行うことができるように、計量法に基づく特定計量器の定期検査等を行っています。

① 特定計量器定期検査

計量法第 19 条の規定により、定期検査を 2 年に 1 回実施することが定められており、隔年で実施しています。

○実施状況

〈集合検査〉

	受検戸数	検査個数			実施日数
		はかり	おもり	計	
平成 27 年度	831 戸	1,818 個	1,030 個	2,848 個	31 日間
平成 29 年度	816 戸	1,696 個	880 個	2,576 個	30 日間
令和元年度	819 戸	1,730 個	791 個	2,521 個	30 日間
令和 3 年度	785 戸	1,645 個	699 個	2,344 個	30 日間
令和 5 年度	796 戸	1,673 個	676 個	2,349 個	30 日間

〈所在場所検査〉

	受検戸数	検査個数			実施日数
		はかり	おもり	計	
平成 27 年度	11 戸	17 個	0 個	17 個	2 日間
平成 29 年度	12 戸	19 個	0 個	19 個	2 日間
令和元年度	12 戸	12 個	0 個	12 個	2 日間
令和 3 年度	30 戸	51 個	0 個	51 個	6 日間
令和 5 年度	34 戸	60 個	0 個	60 個	7 日間

※ 令和 3 年度より高精密はかりを所有する調剤薬局を追加

〈計量士による検査（代検査）〉

	受検戸数	検査個数			実施人数
		はかり	おもり	計	
平成 27 年度	79 戸	395 個	179 個	574 個	11 人
平成 29 年度	87 戸	418 個	164 個	582 個	14 人
令和元年度	91 戸	503 個	157 個	660 個	12 人
令和 3 年度	133 戸	648 個	149 個	797 個	11 人
令和 5 年度	149 戸	705 個	139 個	844 個	14 人

② 立入検査

スーパーやガソリンスタンド等に立入検査を実施し、量目が不足する商品や有効期限等の過ぎたメーターが使用されていないか確認しました。

○実施状況

	実施内容	事業所数	検査個数
令和元年度	商品量目	15か所	880個
	L P ガス	4か所	468個 (台帳検査)
	燃料油	5か所	94個
令和2年度	商品量目	1か所	60個
	L P ガス	0か所	0個 (台帳検査)
	燃料油	0か所	0個
令和3年度	商品量目	11か所	540個
	L P ガス	0か所	0個 (台帳検査)
	燃料油	3か所	39個
令和4年度	商品量目	10か所	532個
	L P ガス	8か所	4,201個 (台帳検査)
	燃料油	8か所	99個
令和5年度	商品量目	9 か所	453個
	L P ガス	5 か所	2,747個 (台帳検査)
	燃料油	9 か所	167個

【今後の課題など】

- ・地域商業活性化事業補助金は、各団体の主体的な取組を後押ししながら、より効果的な事業展開が図れるよう促していく必要がある。

6 中心市街地活性化の推進

(1) 高田地区活性化事業

高田地区では、例年のイベントに加え、若手商業者によるイベント等の開催を支援し、大学生などの新たな客層の集客につなげるとともに、先進地視察などの活動支援を通じて、担い手育成や商店街の魅力の向上を図りました。

〈高田地区イベント等の実績〉

事業名	令和5年度実施日	事業内容
商店街共同イベント ・観桜会・春フェスタ ・七夕まつり ・高田本町のりものフェスタ ・本町ハロウィンまつり ・レルヒ祭協賛イベント	4月8日 7月1日～9日 7月9日 10月28日 2月2日～2月29日	本町商店街の賑わいづくりや各商店の販売促進を目的に、季節ごとの催しに合わせたイベントを開催した。
花のまち高田プロジェクト ・春のオープンガーデン ・城下町高田本町花フェスタ ・お水鉢プロジェクト ・秋のオープンガーデン	5月13日～6月11日 5月27日・28日 8月1日～8月15日 10月7日～15日	「花のまち高田」をテーマに商店街に花の作品を展示したり、花を使ったワークショップなどが行われた。
高校生チャレンジショップ「Rikka」	8月3日・4日	高田商業高等学校の商業クラブの生徒たちが考案したパン等を商店街で販売した。
越後・謙信 S A K E まつり2023	10月21日・22日	高田本町通りにおいて、上越地域の日本酒を一堂に集め、それらを味わうことのできるイベントを開催。また、連携企画として、「本町商店街×上越地域の酒蔵コラボレーション商品開発」などを実施した。
高田本町よるまるしえ	11月24日・25日	商店街の若手を中心となり、イルミネーション展示やマルシェ、ナイトバザールなどを実施した。
高田本町百年商店街お雛様と絵看板イベント	2月2日～3月3日	創業100年超の老舗店の店頭及び店内に江戸風看板、商店街各所にお雛様を展示し、それらを活用したイベントを実施した。

【参考】高田地区の2核施設について



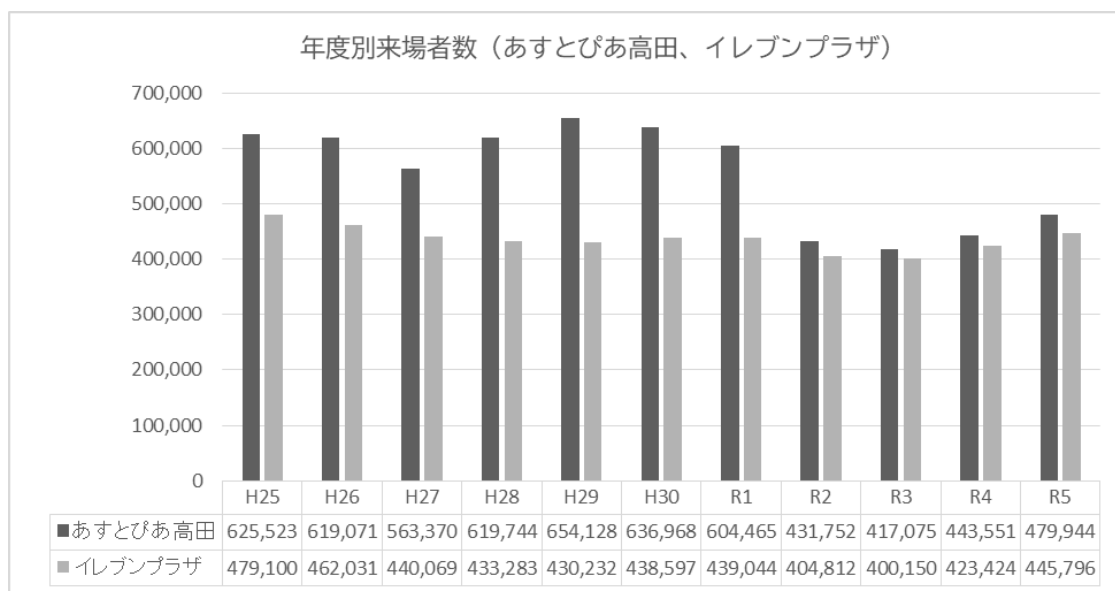
＜あすとぴあ高田＞



＜イレブンプラザ＞

〈年度別来場者数〉

(単位：人)



(2) 直江津地区活性化事業

直江津地区では、新しいイベントの実施や、拠点施設である「水族博物館 うみがたり」や「直江津 D 5 1 レールパーク」などの来訪者をまちなかに誘客する取組が行われ、賑わいの創出が図られました。



<水族博物館 うみがたり>



<直江津 D 5 1 レールパーク>

<直江津地区イベント等の実績>

事業名	令和 5 年度実施日	事業内容
直江津まちなかイベント事業 ・ 三八朝市まつり ・ 祇園祭ホコ天 ・ 秋祭協賛事業 ・ 直江津まちなか市座イベント	5 月 3 日 7 月 26 日 9 月 17 日 10 月 14 日	商店街の賑わいの創出のため、年間を通して集客イベントを実施した。
うみがたりオープン 5 周年記念イベント	6 月 24 日	うみがたりオープン 5 周年を記念し、直江津地区の回遊を促すイベントを実施した。
なおえつ鉄道まつり	10 月 14 日	鉄道をテーマとした「なおえつ鉄道まつり 2023」及び商店の店先を利用した市民参加型のイベント「アート商展街 in 直江の津」を開催した。
互の市	6 月～12 月	直江津駅前互の市広場において、中山間地域の生産者等の協力を得て月 1 回開催した。
直江津まちなか回遊促進プロジェクト事業	通年	拠点施設の来訪者をまちなかに誘客するため、直江津のまちやイベントを紹介する WEB サイトを運用し、まちなか回遊を図った。
まちづくり協議会活動支援事業	通年	ガイドマップを作成し、観光案内所等に設置した。

(3) 中心市街地の空き店舗等利用促進事業

中心市街地の空き店舗の有効活用を進め、まちなかの賑わいの創出を図ることを目的に、商業施設等の出店を行う個人・法人に対し改装費の一部を補助するもので、令和5年度は高田地区において1件、直江津地区において2件の申請がありました。

〈支援実績〉

	件数	補助金交付総額 (単位：千円)
令和3年度	6	5,633
令和4年度	5	4,330
令和5年度	3	3,000

【今後の課題など】

高田・直江津両地区ともに、イベント等を企画運営する担い手の不足、空き店舗対策などの課題があることから、引き続き関係団体等と連携し、解決策を検討していきます。

また、賑わいを創出するイベント事業は、他の取組と連携するなどして持続性を確保しつつ、事業効果を高めていけるように、引き続き助言、支援を行っていきます。

空き店舗等利用促進事業では、関係機関等の支援策を紹介するなど、出店後の経営安定化の取組についても支援していきます。

7 貿易・物流の振興

(1) 直江津港の振興

直江津港は地域経済の発展に欠かせない基幹インフラであるという認識のもと、港の利用促進と貨物取扱量の拡大を進めるため、港湾管理者である新潟県や港湾事業者、港湾振興専門員等と連携し、市内企業を始め、長野県内を中心に市外の荷主企業を訪問し、ポートセールスを行いました。

○ポートセールス訪問企業数等

令和6年3月31日現在

年度	上越市内	新潟県内	長野県	首都圏	その他	計
R3	41 件	7 件	28 件	9 件	1 件	86 件
R4	48 件	4 件	41 件	14 件	2 件	109 件
R5	47 件	10 件	112 件	6 件	2 件	177 件

○外貿定期コンテナ利用促進支援補助金

新たに 1TEU 以上の輸出入を開始する企業や、初利用時の実績を維持又は増加した企業に対し補助金を交付することで、直江津港の取扱貨物量の増加を図っています。

区 分	輸出入	利用企業数	コンテナ 貨物量	補助金交付額
令和5年度 初利用事業者	輸出	2 社	18TEU	360 千円
	輸入	-	-	-
令和5年度 継続利用事業者	輸出	-	-	-
	輸入	1 社	17TEU	85 千円
合 計		3 社	35TEU	445 千円

○エネルギー供給拠点

直江津港は、荒浜ふ頭地区のLNG火力発電所や天然ガスを供給するLNG基地整備を背景に、平成23年11月に日本海側拠点港（LNG）に指定されています。

また、上越沖では表層型メタンハイドレートが存在が確認されており、調査や将来的な商業利用における拠点港としての活用が期待されていることから、エネルギー拠点としての機能を市内外にアピールし、港湾振興と地域経済の発展につなげていきます。

(2) 港の賑わい創出事業

○令和3年度～令和5年度の賑わい創出事業開催実績

実施年度	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績
事業名	直江津港見学会		
概要	直江津港フェスティバルに替えて、港や海に親しみ、直江津港の機能や役割を知ってもらうイベントとして直江津港見学会を実施した。 ○開催回数 3回 ○参加者数 103人 ○実施内容 直江津港の紹介、港見学バスツアー、遊漁船による港内遊覧、海上保安官の仕事紹介、巡視艇「たつぎり」の見学、税関の仕事紹介、ゲート式金属探知機を使った仕事体験、船員の仕事紹介 ※直江津港の説明、港見学バスツアーは毎回実施 ○協力事業者 直江津港湾事務所 佐渡汽船直江津代理店（佐渡汽船シップマネジメント㈱） 上越海上保安署 上越市漁業協同組合 税関直江津出張所	港湾関係団体等からの協力により、直江津港の役割や機能を学ぶ直江津港見学会を実施した。 ○開催回数 12回 ○参加者数 206人 ○実施内容 直江津港の紹介、港見学バスツアー、港湾荷役の仕事紹介、ジェットフォイル「ぎんが」の船内見学と船長のお話、発電所の見学、海上保安官の仕事紹介、LNG基地の見学、税関の仕事紹介・仕事体験 ※直江津港の説明、港見学バスツアーは毎回実施 ○協力事業者 直江津港湾事務所 上越地域振興局企画振興部 直江津海陸運送㈱ 佐渡汽船直江津代理店（佐渡汽船シップマネジメント㈱） 東北電力㈱上越火力発電所建設所 上越海上保安署 ㈱INPEX直江津LNG基地 税関直江津出張所 ㈱JERA上越火力発電所	港湾関係団体等からの協力により、直江津港の役割や機能を学ぶ直江津港見学会を実施した。 ○開催回数 11回 ○参加者数 156人 ○実施内容 直江津港の紹介、港見学バスツアー、港湾荷役の仕事紹介、カーフェリー「こがね丸」の船内見学と船長のお話、タグボートのデモンストラクション、発電所の見学、海上保安官の仕事紹介、LNG基地の見学、税関の仕事紹介・仕事体験 ※直江津港の説明、港見学バスツアーは毎回実施 ○協力事業者 直江津港湾事務所 直江津海陸運送㈱ 日本海曳船㈱直江津支店 佐渡汽船直江津代理店 東北電力㈱上越火力発電所 上越海上保安署 ㈱INPEX直江津LNG基地 税関直江津出張所 ㈱JERA上越火力発電所

(3) 小木直江津航路利用促進事業

○佐渡市・上越市観光・航路連携協議会の取組

小木直江津航路を利用し、両市に立ち寄る又は宿泊する旅行商品を造成する旅行会社に対して補助金を交付したほか、長野市で開催された、大人の文化祭 2023 へ出展し、観光 P R を実施しました。

また、小木直江津航路の利用促進と両市内での消費喚起を促すため、航路往復利用者に両市で使えるクーポン券を配布しました。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
佐渡市・上越市観光・航路連携協議会への負担金決算額	792 千円	170 千円	803 千円

○駅ライナー便の運行（二次交通対策事業補助金）

小木直江津航路の最終到着便を利用する乗船客の二次交通を確保するため、佐渡汽船㈱及び関係自治体と連携し、港と駅等を結ぶジャンボタクシーの運行を支援しました。

- ・運行期間：令和 5 年 6 月 26 日～11 月 12 日（140 日間）
- ・運行ルート：直江津港 → 直江津駅 → 上越妙高駅
- ・利用者人数：280 人（累計）
- ・利用者の 1 日平均人数：2.3 人 ※分母は欠航日除く 123 日
- ・補助額：195 千円

【今後の課題など】

新型コロナウイルス感染症の影響により減少した外貿コンテナ貨物を取り戻し、定期コンテナ航路の維持、増加を図るため、引き続き県や港湾事業者、港湾振興専門員等と連携しながら、市内企業を始め、直江津港の後背地である長野県等からの貨物獲得に向け、継続的かつ効果的なセールスに取り組めます。

8 雇用対策

(1) 若年者の就労支援

若者しごと館上越サテライトでは、国、県及び公益財団法人新潟県雇用環境整備財団と連携し、概ね 15 歳から 49 歳までの方に対し、職業に関する情報提供や職業能力開発、カウンセリング、職業紹介など総合的な支援を行い、若年者の就職促進を図りました。また、上越地域若者サポートステーションでは、若年無業者への早期就労の支援を行いました。

〈若者しごと館上越サテライト利用状況〉

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
来 館 者 数	828 人	663 人	746 人
就 職 者 数	148 人	116 人	126 人

(所在地：上越市本町 3-4-1(センバンビル 2F) TEL 025-520-9115)

〈上越地域若者サポートステーション利用状況〉

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
来 館 者 数	1,099 人	1,201 人	1,302 人
就 職 者 数	80 人	68 人	68 人

(所在地：上越市寺町 2-20-1(福祉交流プラザ内) TEL 025-524-3185)

(2) 障害者の就労支援

上越公共職業安定所管内の従業員数 43.5 人以上の民間企業の障害者実雇用率は、令和 5 年 6 月 1 日現在において 2.52%、法定雇用率達成企業数は 120 社、法定雇用率達成企業の割合は 72.3%となっています。上越公共職業安定所と連携して合同就職面接会を行い、企業に対する障害者雇用への理解を求めるとともに、障害者の就労支援を行いました。

〈事業参加者数の推移〉

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
合同就職面接会 (2 回開催)	延べ事業所数	44 事業所	45 事業所	40 事業所
	延べ求職者数	107 人	96 人	96 人
	うち就職者数	17 人	27 人	14 人

【今後の課題など】

就労が困難な若年無業者の就職につながるよう、上越地域若者サポートステーション等との連携を図り、引き続き相談しやすい環境の整備を行います。

障害者の法定雇用率が段階的に引き上がることを踏まえ、障害者雇用を推進するため、上越公共職業安定所等と連携し、引き続き障害のある方が就職できるよう支援に取り組めます。

9 技能者の育成

(1) 認定職業訓練への支援

技能労働者の育成を図るため、職業訓練法人上越職業訓練協会が上越人材ハイスクールで実施する認定職業訓練の経費の一部を補助しました。

また、中小企業で働く労働者の技能と地位の向上を図り、中小企業の振興に寄与することを目的として、職業能力開発促進法により認定された職業訓練を実施する上越人材ハイスクールを支援しました。

〈上越人材ハイスクールにおける訓練コース別受講者数の推移〉

訓練コース	令和3年度	令和4年度	令和5年度
普通訓練コース（木造建築科等）	15人	15人	10人
専修訓練コース（建築製図科等）	10人	7人	8人
1・2級技能士コース	9人	0人	3人
管理監督者コース	124人	0人	0人
技能向上コース（造園科・PC関連等）	948人	750人	681人
合 計	1,106人	772人	702人

（所在地：上越市高土町 3-1-15 TEL 025-523-2690）

(2) 技能五輪全国大会等出場選手支援

上越市内の事業所に勤務する若手技能労働者の技能向上を図り、同趣旨で開催される技能五輪全国大会等に出場する選手を強化する訓練費を補助しました。

〈各大会の出場者数及び成績〉

大 会		令和3年度	令和4年度	令和5年度
技能五輪全国大会	出場者数	2人	—	—
	成 績	—	—	—
技能グランプリ	出場者数	大会なし	大会なし	2人
	成 績			銀賞、敢闘賞

※ 出場者数は、強化訓練を実施した市内事業所からの出場者の数

※ 隔年で開催される技能グランプリは、令和4年度に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和5年度に延期となった。

【今後の課題、反省点など】

技能労働者を雇用する小規模な企業の多くが、後継者不足による担い手育成を課題としており、上越人材ハイスクール等の関係機関と連携し、引き続き、技能労働者の技術の向上と担い手の育成に向けた支援を行っていきます。

10 勤労者福祉

(1) 新しい社会人を励ますつどい

春に就職する新社会人及び再就職者を対象に、地元企業への定着と労働意欲の向上のため、上越公共職業安定所をはじめとする関係機関とともに毎年開催しています。

〈「つどい」参加者数の推移〉

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	53人	121人	136人
参加事業所数	26事業所	29事業所	40事業所

※ 令和3年度は中止としたものの、市長メッセージ及び研修資料を送付したため、資料の送付数を参加者としています。

※ 令和4年度は、オンライン開催

(2) 三の輪台いこいの広場

三の輪台いこいの広場は、市民が恵まれた自然環境の中で休養し、健康増進を図れる野外活動の場としてご利用いただきました。

(施設の利用実態を踏まえ、令和6年3月末日で三の輪台いこいの広場全体を供用廃止しました。)

(所在地：上越市大字五智国分 1609-4)

(3) ワークパル上越

ワークパル上越では、より効率的、効果的に管理運営を行うため、平成18年度から指定管理者制度を導入し、公益財団法人上越勤労者福祉サービスセンターに施設管理運営業務を委託しています。令和5年度は、パン作りや体操など42講座を開講し、勤労者福祉の増進を図りました。

今後も魅力ある講座などを企画し、より多くの勤労者から利用される施設を目指していきます。

〈講座、イベント参加者数の推移〉

※ () 内は、イベント、講座数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イベント参加者数	75人 (1)	498人 (3)	441人 (3)
講座受講者数	9,069人 (22)	9,388人 (37)	10,367人 (42)
計	9,144人 (23)	9,886人 (40)	10,808人 (45)

(所在地：上越市下門前477 TEL 025-545-5111)

〈施設利用者数の推移〉

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	50,321人	54,995人	58,914人

【今後の課題など】

新しい社会人を励ますつどいは、開催方法や内容を工夫しながら、新規学卒者等の地元企業への定着につなげていきます。

また、ワークパル上越における各種講座やイベント事業など、引き続き、勤労者の福利厚生の実現に向けた取組を支援していきます。

付 録

～上越市中小企業・小規模企業振興基本条例について～

【付録】

上越市中小企業・小規模企業振興基本条例について

1 条例制定の背景

○ 上越市における中小企業・小規模企業の重要性

国の調査（平成 26 年「経済センサス」）によると、市内の事業所数の 99%が従業者数 100 人未満の中小企業・小規模企業であり、市内の従業者の 78%がそれらの企業で働いています。つまり、市内の中小企業・小規模企業は、地域に根差して私たちの雇用を守り、多岐にわたる商品・サービスの提供や多様なニーズへの機敏な対応など、それぞれが持つ力と技術を発揮しながら地域経済を支え、私たちの日々の暮らしを支える重要な存在であるといえます。

○ 中小企業・小規模企業を取り巻く環境・課題

人口減少・少子高齢化、国際化の進展、情報化の進展など経済・社会構造が大きく変化する中で、中小企業・小規模企業経営の現場では、地域内消費の減少や人手不足、価格や品質面での競争の激化、事業承継・後継者問題など、その存続を左右するような課題が顕在化しています。

○ 困難に立ち向かうために

中小企業・小規模企業を取り巻く厳しい環境や課題を、企業自らの努力や従来の行政や商工関係団体などが行う支援策だけで解決・解消していくことは極めて困難です。私たち一人ひとりが中小企業・小規模企業の果たす重要な役割やそこで働くことにより得られるやりがいを感じ、また、それらの企業が失われれば私たちの暮らしも成り立たなくなるということを強く認識し、中小企業・小規模企業とともに、行政や商工団体、金融機関、教育機関、そして私たち市民が、それぞれの役割を担い、連携協力し、振興に取り組むことが必要です。

その取組の拠り所として、「上越市中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、平成 30 年 4 月 1 日に施行しました。

2 条例全文

上越市中小企業・小規模企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本市において果たす役割の重要性に鑑み、本市における中小企業・小規模企業の振興に関し、市長、中小企業・小規模企業等の責務及び役割を明らかにし、基本理念、施策の基本方針その他の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、中小企業・小規模企業の活性化及び持続的な成長発展を促進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第1項に規定する小規模企業者を含む。）であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 商工団体等 商工会議所、商工会その他の中小企業・小規模企業を支援する団体であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 大企業 中小企業・小規模企業以外の事業者であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）であって、市の区域内に存するものをいう。
- (7) 大学等 学校教育法第1条に規定する大学及び同法第124条に規定する専修学校並びに職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項及び第2項に規定する公共職業能力開発施設その他の研究、開発等を行う機関であって、市の区域内に存するものをいう。
- (8) 教育機関 学校及び大学等をいう。
- (9) 経営力向上 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第10項に規定する経営力向上をいう。
- (10) 経営の革新 中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 雪国の風土と深い歴史に磨かれ、本市に根付いた中小企業・小規模企業がその多様で機動的な事業活動を通じて、市民の日々の暮らし及び地域経済を支える重要な存在であるという認識の共有及び共感の下に行うこと。
- (2) 中小企業・小規模企業の自らの努力及び創意工夫により経営力向上を図り、事業の活性化及び持続的な成長発展を促進すること。
- (3) 中小企業・小規模企業、国、新潟県、本市、商工団体等、大企業、金融機関、教育機関及び市民が相互に

連携し、及び協力すること。

(4) 経済的社会的環境の変化に円滑に適応すること。

(5) 自然、歴史、文化、技術、人材その他の本市が有する資源を活用すること。

(6) 広い市域を有することにより気候、交通、人口、事業所の集積の状況その他の中小企業・小規模企業が事業を行う環境が地域ごとに異なることに配慮すること。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策（以下「施策」という。）を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 市長は、施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長等は、施策を実施するに当たり、中小企業・小規模企業、国、新潟県その他関係地方公共団体、商工団体等、大企業、金融機関、教育機関及び市民と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

4 市長等は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、市産品の利活用の推進及び中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めるものとする。

5 市長等は、地域経済の状況並びに中小企業・小規模企業及びその従業員の実態を把握し、的確に施策に反映するように努めるものとする。

6 市長等は、中小企業・小規模企業の人材の育成及び確保に資するため、市民の意識の醸成に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の責務)

第5条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、地域社会への影響及び環境との調和に配慮しつつ、経済的社会的環境の変化に円滑に適応するため、自らの努力及び創意工夫により経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新等に努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、人材の育成並びに従業員の雇用の安定、労働環境の整備及び福利厚生の実施に努めるとともに、子育て及び介護の支援等に配慮した仕事と生活の調和に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、計画的に後継者の育成等に取り組み、事業の継続及び円滑な事業の承継に努めるものとする。

4 中小企業・小規模企業は、事業活動を通じて地域の活性化に資するよう努めるものとする。

5 中小企業・小規模企業は、児童、生徒及び学生が中小企業・小規模企業への関心を高め、そこで働いてみたいという意欲を喚起するよう努めるものとする。

(商工団体等の責務)

第6条 商工団体等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新、創業等を支援するため、必要な環境の整備を行い、中小企業・小規模企業の要望を捉えた取組を行うよう努めるものとする。

2 商工団体等は、市長等が実施する施策の推進のため、連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新、創業等に向けた取組を促進するため、円滑な資金の供給、経営相談の実施等による支援を行うよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第8条 学校は、児童及び生徒に対し、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の向上に努めるものとする。

る。

- 2 大学等は、人材の育成、研究成果の普及等を通じて、中小企業・小規模企業との連携及び協力に努めるものとする。
- 3 大学等は、育成した人材が中小企業・小規模企業において活躍する機会を得ることができるよう情報の収集及び提供に努めるものとする。
- 4 大学等は、職業能力の開発及び向上を促進するため、多様な職業訓練の実施、中小企業・小規模企業が行う職業訓練に対する支援その他の必要な取組を行うよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第9条 市民は、中小企業・小規模企業が地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(大企業の理解及び協力)

第10条 大企業は、中小企業・小規模企業の地域社会において果たす役割の重要性を理解し、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、事業活動を行うに当たっては、中小企業・小規模企業との連携及び協力に努めるものとする。

(施策の基本方針)

第11条 市長等は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること。
- (2) 中小企業・小規模企業の創業を促進すること。
- (3) 中小企業・小規模企業における人材の育成及び確保並びに中小企業・小規模企業の従業員の労働環境の整備、福利厚生の実施及び仕事と生活の調和の確保に向けた取組を促進すること。
- (4) 中小企業・小規模企業の円滑な事業の承継を促進すること。
- (5) 中小企業・小規模企業への資金の供給の円滑化を図ること。
- (6) 中小企業・小規模企業の市場及び販路の拡大、新規顧客の獲得並びに海外における事業の展開を促進すること。
- (7) 本市への誘客及び物流の増加並びに消費の誘導を促進すること。

(施策の総合計画への掲載及び見直し)

第12条 市長は、前条に規定する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づく施策を計画的に推進するため、これを上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号）第16条に規定する総合計画に掲載し、定期的にその成果の評価及び検証並びに見直しを行わなければならない。

(関係者との協議)

第13条 市長等は、基本方針に基づく施策の検討に当たっては、中小企業・小規模企業、商工団体等その他の関係者と継続的な協議を行うものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

令和 6 年度版 上越市の商工業

令和 6 年 11 月

編集 上越市産業部産業政策課

〒943-8601 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

電話 025(520)5729

FAX 025(520)5852
